

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 27 日

都道府県
各 指定都市 社会福祉施設整備担当者 各位
中 核 市

こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課
林 野 庁 林 政 部 木 材 利 用 課

社会福祉施設等における木材利用実態調査の実施方法について

日頃より社会福祉の推進に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

近年、社会福祉施設等における木材利用の積極的な普及・啓発を図っており、例年、社会福祉施設等における木材利用実態調査に御協力いただくことで、利用状況を把握しております。

令和 6 年地方分権改革に関する提案募集に対し、「「社会福祉施設等における木材利用実態調査」を廃止し、同調査による回答事項を、調査対象となっている関係国庫補助事業の実績報告において報告を求める」との御提案がありました。

この趣旨を踏まえ、地方公共団体及び事業実施主体等の事務負担を軽減するための対応を検討し、次世代育成支援対策施設整備交付金、社会福祉施設等施設整備費補助金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、就学前教育・保育施設整備交付金及び子ども・子育て支援施設整備交付金の実績報告書の作成の際、本調査への回答にも御協力いただくことで関係資料の参照時間削減等、作業の省力化を図りたいと考えております。

各都道府県におかれましては、次世代育成支援対策施設整備交付金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、就学前教育・保育施設整備交付金及び子ども・子育て支援施設整備交付金の対象となる施設等の調査に当たっては、貴管内市町村（指定都市、中核市を除く。）と連携を図っていただきますようお願いいたします。

「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）

（14）木材利用実態調査

社会福祉施設等における木材利用実態調査については、地方公共団体及び事業実施主体等の事務負担を軽減するため、令和7年度調査から、調査対象となっている各補助金等の実績報告と統合することも含めて検討し、地方公共団体に令和7年中に通知する。

（関係府省庁：厚生労働省及び農林水産省）